

新高齢者医療制度

政策解説

仕組みそのままに年齢拡大

政府は、後期高齢者医療制度について2013年からの新制度創設とともに廃止するとしている。厚労省が高齢者医療制度改革会議に提示した試算の問題点を明らかにしたい。

「現役と別勘定」後期高齢と同じ

3月9日、厚労省の高齢者医療制度改革会議は新たな高齢者医療制度について、四つの案を財源構成の試算などを交えて検討した。①全年齢でリスク構造調整を行った上で、都道府県単位で一元化する案、②一定年齢以上の「別建て」保険方式を基本とする案、③突き抜け方式とする案、④高齢者と国保の一体的運用をはかる案である。

保険料・窓口負担の問題はそのまま

「試算」は後期高齢者医療制度の枠組みを存続させたもので、一体なぜ国民が負担の廃止を要求しているのか、政府が全く理解していないことを示している。

現在の後期高齢者医療制度で国民から反対の声が強いのは、「うば捨て山」といわれるように高齢者の医療費削減を目的として掲げ、そのために75歳以上の高齢者を差別し、別枠の制度に押し込んだこと。今回の案でも、国保と一体的

運用を行うといいつつも、高齢者を別勘定にするとしており、結局現行制度の75歳以上という対象年齢を、65歳から広げるだけである。

財源についても、「公費5割、保険者4割、高齢者1割」を「利点」だとして現行の枠組みのままである。高齢者は保険料1割と患者負担1割の約2割を負担している。しかも高齢者の窓口負担は「1割」とはいえ、いくつもの病気を抱えているため、一人当たりの負担額は現役世代の3倍にも及び(図2)。「試算」には、高齢者自身の負担を見直す立場は全くなく、保険料は「現行と同額」、窓口負担は議論さえしていない。

これらを新制度にも引き継ぐということは、「医療費が際限なく上がり続ける痛みを後期高齢者が自分の感覚で感じ取っていただけ」と当時の厚生労働省の担当者が言ったように、高齢者の医療費を抑制するための仕組みを温存するとい

うことである。批判の大きかった被用者保険の被保険者と扶養家族も一律に被用者保険を脱退させて新制度に移行する案も出されており、この点も現行制度の問題点をそのまま残すものとなる。

都道府県単位の運営 厚労省は負担と給付の関係が都道府県ごとに「二元化」されていることを「利点」としている。

しかし、広域連合は都道府県や市町村のように一般財源を持たないため、市町村国保では可能な一般財源による独自の負担軽減ができない。

鳩山政権は広域連合の仕組みを残して、市町村の負担軽減を廃止しようというのである。

大企業の負担減らす試算も そもそも、現行の後期高齢者医療制度は「高齢者は疾病リスクが高く、現役世代と同様の保険原理により高齢者医療保険制度を設計することは困難」「自立・

自助・自己責任の要素を取り入れ(3)(日経連)「保険者機能の強化への取組みと高齢者医療制度の創設」などとして、財界が導入を求めたもので、健保組合を通じて大企業の高齢者医療費に対する負担を軽減させる意図を持ったものであった。

実際には旧老人保健制度当時(01年)の健保組合の負担を100とすると、後期高齢者医療制度が導入された後、健保組合の負担は79に減った。一方で、患者負担は110に増えた。

即廃止は可能 鳩山政権は3年後の新制度創設まで廃止を先送りして、現行制度を続けることしてきた。そして、明らかにした新制度案は現行制度の対象年齢を65歳から引き下げただけのものでは、鳩山政権は、即時廃止を反故にしたことに加え、

現行制度と全く同じ制度を被保険者を広げて存続させるという、二つの公約違反をしていることになる。自治体関係者によれば「関係書類は5年間の保存が義務づけられているので自治体にも残っている。今なら、担当者も変わっていないところが多く、元の制度にもよすことは3カ月か程度であれば可能(東京都自治体労働組合総連合・田川英信副委員長)など大企業の負担で高齢者に保険料や窓口負担を押しつけて、高齢者による差別的、高額で全員に課される

保険料などの問題はすべて解決する。そもそも、現役世代を含めて日本の大企業の税・社会保険料負担は、他の先進諸国と比べて、きわめて低い(図3)。

今政府がすべきことは、大企業の負担軽減ではなく、国民の「後期高齢者医療制度即時廃止」の声にこたえて、老人保健制度について、老人保健制度について、高齢者による差別的、高額で全員に課される

日本(04年) 8.0% 8.4% 13.9% 14.6%

社会保険料 4.4% 6.9% 11.1% 11.5%

税 3.6% 1.5% 2.8% 3.1%

32兆円

8.0%

8.4%

13.9%

14.6%

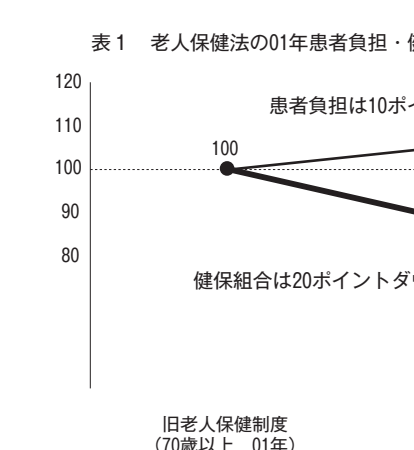
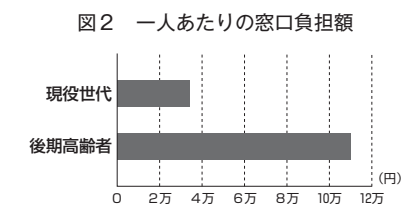
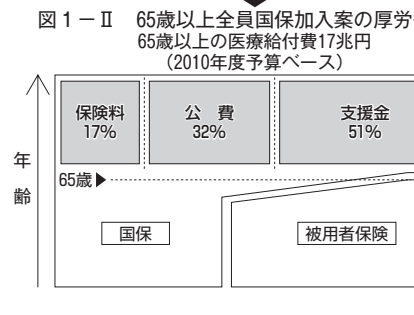
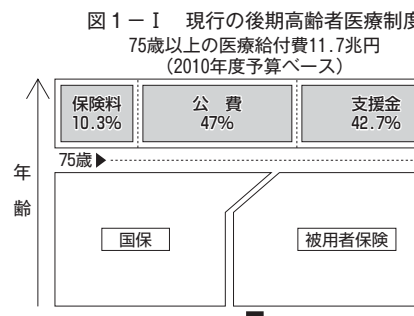


表2 現行制度からの財政影響 5割の公費を投入した場合の試算

保険料 (65歳未満)				公費
協会けんぽ	健保組合	共済	市町村国保	
▲0.8兆円	▲0.7兆円	▲0.2兆円	0.5兆円	1.2兆円

※公費の増加に加え、市町村国保の負担軽減策を講じることが必要となる。
 ※高齢者の医療給付費の定率公費については、75歳以上の高齢者(現役並み所得者を除く)の定率公費と同じ47%とした。
 ※保険料には、保険料軽減等に対する定額公費が含まれていることから、実際には定額公費を差し引いた額となる。
 ※退職拠出金は、市町村国保に加入する退職者医療制度の対象者に係る高齢者医療の支援金である。

